

平成 24 年 8 月 8 日

草莽全国地方議員の会 代表  
松浦芳子殿

〒264-0037  
千葉県若葉区源町 108  
千葉市市議会議員

宍倉 清蔵

## 公開質問状

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

早速ながら、私は本日 8 月 8 日開催予定の役員会開催案内に対し「欠席」、決定は役員会に一任する旨の返信を致しましたが、これを撤回致します。

その理由は、その後新たな情報を得て、現状のまま役員会を開催することに強い懸念と危惧を感じたからです。

私は草莽全国地方議員の会の一員として、同時に本会の顧問として、下記事項につき公開質問状の形式を取り質問を提示しますので、貴殿の誠意あるご回答を要請するところです。

## 記

回答の期限	平成 24 年 8 月 14 日
回答の様式	文書による
回答送付先	千葉市議会議員 宍倉清蔵 事務局
公開の方法	宍倉清蔵ホームページ上と本会ホームページ上 及び、その他インターネット上

(質問の概要)

- ① 本年 7 月 4 日付で東京地方検察庁特別捜査部が受理した本会に対する政治資金規正法違反容疑の告発に関する事実とその経緯について。
- ② 本会の政治団体登録に係わる一連の事実について。
- ③ 平成 23 年 3 月から本会が他の 3 団体と共同して募集した東日本大震災義捐金収支に関する件。
- ④ その他 本会運営に関する件。

(質問内容)

1. 平成 22 年 3 月 16 日付で提出された本会の政治団体設立届について質問します。

1-1.

私は上記届出時点で本会の役員、即ち顧問でありましたが、政治団体設立届の提出については、事前にも事後にもなんら知らされておられません。

その理由は如何なるものか、具体的にご回答下さい。

1-2.

政治団体設立届提出という全会員に対し極めて重大な責任と義務、また場合によっては公職にある者にとって致命的な公民権停止さえをも負わせ難くない手続きに際しては、予め役員会または総会を招集し、その趣旨を十分に説明し、慎重に検討した上での議決を得て為すべきは当然です。

ついては、政治団体設立届提出を議決した役員会、もしくは総会の議事録をご提示下さい。

万一 それらが提示出来ないならば、それこそ貴殿がまったくの独断で届出たことの証左であると判断せざるを得ません。

ならば貴殿が役員、会員になんら諮ることなく、自らの専横のままに独断で政治団体設立届を提出したことの理由は何でしょうか。

具体的にご回答下さい。

1-3.

私は本会が政治資金規正法に規定される政治団体であることを、本会ホームページ上に掲載された本年 6 月 26 日付『「草莽全国地方議員の会」の皆様へ お詫び』と題された貴殿の一文で初めて知りました。

そこで、平成 22 年 3 月 16 日付で本会の政治団体設立届が提出されている事実を知らされていた会員の氏名をご回答下さい。

併せて、私にはその事実をお知らせ頂けなかった理由をご回答下さい。

2. 東京地検特別捜査部が平成 24 年 7 月 4 日付で受理した、本会政治資金規正法違反容疑の告発について質問します。

2-1. 政治資金規正法違反容疑による告発となれば、単に本会のみならずその構成員たる議員の名誉、信用に多大なる悪影響を及ぼすことは明白です。

にも拘わらず、貴殿自身が上記告発の連絡を東京地検担当検事から受けながら、その事実を役員にも告知しようとしなかった理由をご回答下さい。

- 2-2. 本会ホームページ上に掲載された貴殿の「お詫び」によれば、平成 22、23 年分収支報告書が未提出であったということですが、東京地検に於ける事情聴取で提示された規正法違反容疑には、それ以外のものがあったのかどうか、もしあったのであれば具体的な容疑をご回答下さい。
- 2-3. 総務省収支報告室に確認したところによれば、総務省担当部署は本会に対し本年 3 月 2 日の事務連絡文書で『本年 4 月 2 日までに平成 22 年分、23 年分の収支報告書を提出しない場合は 2 年連続未提出で、第十七条 2 項適用団体となり、提出期限以降、政治目的の寄附受付、及び支出はすべて違法行為となる。』旨の事務連絡文書を送付し警告しています。  
上記警告にも拘わらず、なおも期限内に収支報告書を提出しなかった理由は何でしょうか。ご回答下さい。
- 2-4. 総務省担当部署からの上記警告にも拘わらず、収支報告書未提出のまま期限以降も本会ホームページ上に於いては寄附受付が公然と継続されていました。明白に規正法違反となることを知りながら、漫然と寄附の受付を継続した理由をご回答下さい。
- 2-5. インターネット上で本会の収支報告書 2 年間連続未提出が明らかとなったのは本年 6 月 22 日(金)の昼過ぎでした。しかし、本会のホームページ上に於いてはその後も公然と寄附受付が継続されていたとの指摘があります。  
これは事実でしょうか、もし事実なら規正法違反となることを知りながら漫然と放置した理由をご回答下さい。
3. 本会会員であられた元三鷹市議会議員 加藤久平氏は平成 22 年 8 月 19 日に逝去されております。  
にも拘わらず故人の氏名、公職名が本会ホームページ上の会員名簿に本年 6 月 28 日まで掲載され続けていました。  
しかも、その事実を指摘されるやこっそりと氏名、公職名を削除しただけで、謝罪の言葉はおろか、故人に対する一片の弔意さえ示されていない、これが保守を標榜する議員の会のやることか、との厳しい批判が寄せられております。  
この件は事実でしょうか、もし事実であるなら本日に至るも謝罪の言葉と弔意を示さない理由を具体的にご回答下さい。
4. 本会ホームページ上の会員名簿に記載された久喜市市議会議員 井上ただあき氏は本会会員となった事実は無く、貴殿とは靖國神社において名刺交換をしただけの関係に過ぎないと語っています。またこの事実はインターネット上でも再三

に亘って指摘されています。

入会していない者の氏名、公職名を本人に無断で会員名簿に記載する理由をご回答下さい。

併せて、この事実の指摘を再三受けながら、本日に至るも同氏の氏名、公職名を削除しない理由を具体的にご回答下さい。

5. 貴殿は本年6月18日付で本会の政治団体解散届を、東京都選挙管理委員会を通じ総務省に提出しました。  
会計責任者の言語道断の怠慢、また貴殿の責任者選任ミスと管理不十分の結果、収支報告書の2年連続未提出で本会は第十七条2項適用団体となりました。  
解散届提出は規正法上の規定上やむを得ない措置であることは理解しますが、貴殿はなぜ政治団体解散届提出の事実を隠蔽し、会員、役員に告知しなかったのですか、その理由を具体的にご回答下さい。
  
6. 上記5. で示した解散届提出の4日後、6月22日付で貴殿は新たに本会の政治団体設立届を提出しました。  
然し、その事実は事前にも事後にも、役員、会員に告知されていません。  
貴殿が再度本会の政治団体設立届を提出した事実を隠蔽し、役員、会員に告知しない理由をご回答下さい。
  
7. 本質問状 1-2.でも示した如く、政治団体設立届提出という全会員に対し極めて重大な責任と義務、また場合によっては公職にある者にとって致命的な公民権停止さえをも負わせ難ねない手続きに際しては、予め役員会または総会を招集し、その趣旨を十分に説明し、慎重に検討した上での議決を得て為すべきは当然です。  
まして、規正法違反で告発された直後に再度政治団体設立届を提出するのであれば、先ず全会員にその事実を告知し、総会でのより一層の慎重な審議の上議決するべきもまた当然であると思量します。  
にも拘わらずそれらの議事録が提示出来ないならば、それは貴殿が規正法違反の事実をなんら反省することなく、全会員に及ぼす重大なリスクを十分に予見しながらも、敢えて再び独断で提出したことの証左にほかなりません。  
従い、貴殿が役員、会員の意思を無視して専横のままに、まったくの独断で政治団体設立届を提出した理由を、事実に基づきあくまで具体的に、詳細にご回答下さい。

8. 本会が平成 23 年 3 月から本会が他の 3 団体と共同して募集した東日本大震災義捐金とその収支について質問します。

8-1. 本会ホームページ上、また他 2 団体の義捐金募集ページでは、義捐金振込先として本会の政治献金用口座が指定されています。

然し、このような場合は新たに義捐金専用口座を作りそれを振込先とすることが社会通念上も当然であると考えます。

また、政治献金用口座を義捐金口座と兼用すれば、第三者より要らざる疑惑、疑念を招くことは極めて容易に予測されることです。

にも拘わらず、敢えて本会政治献金用口座を義捐金振込先として指定した理由をご回答下さい。

8-2. 本会ホームページ上の当該義捐金収支報告には、本年 6 月 20 日時点で の収入:¥69,569,057、支出:¥65,740,559 と記載されています。

また本年 8 月 5 日時点の義捐金募集ページには『※ 義捐金は、「草莽全国地方議員の会」を通して、被災地の自治体による受け入れを相談中です。』と記載されています。

義捐金支出に際しては、当然本会の役員会、または総会で討議、採決されたこととは思いますが、私には出席要請も告知もありませんでした。

義捐金支出に関する検討、採決の会議の議事録をご提示下さい。

併せて、私に対し出席要請も告知もなかった理由をご回答下さい。

8-3. 義捐金支出に際し寄贈先、寄贈方法、寄贈額はどのような基準で検討され、どのような方法で決定されたのか、また検討、決定に参加した会員の氏名をご回答下さい。

9. 貴殿が事務局長を務め、ご子息威明氏が会計責任者を務める、政治団体「頑張れ日本！全国行動委員会」の平成 22 年分政治資金収支報告書について質問します。

上記報告書には、平成 22 年 5 月 15 日付で「街宣車 ハイエース 2,470,000 円相当」を本会が寄附したと記載されています。

当該寄附の原資について具体的にご回答下さい。

併せて、当該寄附がどのような経緯で起案され、どのような決議を経て為されたものかを具体的にご回答下さい。

以上

(附記)

- ① 何かとご多忙の折とは存じますが、回答の期限は冒頭に記した通り8月14日と致したく、宜しくご理解のうえご回答のほどお願い申し上げます。
- ② 公開の方法は、本質問状が貴殿のもとに届いたことが確認出来た時点で、まず当方のホームページ <http://www10.ocn.ne.jp/~shishi/> に本状を掲載します。  
また、後ほど本状の word ファイルを添付して貴殿宛にメールを送りますので、本会ホームページ <http://www.soumou.net/> の表紙にご掲載をお願いいたします。
- ③ 貴殿のご回答は②に同じく当方のホームページ上に掲載しますので、本会ページには貴殿ご自身が掲載ください。
- ④ 本状のご回答を頂きました上で、その内容に基づき改めてこちらから再質問を差し上げる場合がありますことを予めご承知おき下さい。
- ⑤ 万一ご回答を頂けない場合は、貴殿が本会の顧問たる私には回答の必要すら認めず、同時に、本会代表としての説明責任も果たさないものと判断せざるを得ません。  
その場合、まことに遺憾ながら、別途の方法を以て貴殿の責任を糺さざるを得ない仕儀となりますことを予め申し添えます。
- ⑥ 本状についてご不明の点があれば、電話：043-256-8361、ファックス043-256-8844、電子メール [seizou@theia.ocn.ne.jp](mailto:seizou@theia.ocn.ne.jp) にて当方の事務局までご確認下さい。速やかに対応させていただきます。

以上